

建設三団体安全対策協議会規約(案)

社団法人日本建設業連合会
(理事会決定)

平成23年3月25日制定

(名称)

第1条 本会は、建設三団体安全対策協議会（以下「本会」という。）と称する。

(構成)

第2条 本会は、社団法人日本建設業連合会（以下「日建連」という。）、社団法人日本道路建設業協会（以下「道建協」という。）及び社団法人日本埋立浚渫協会（以下「埋浚」という。）（以下「3団体」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、平成21年3月31日に解散した五団体合同安全公害対策本部及び海洋開発工事安全公害対策本部において行っていた建設工事に伴う公衆災害防止対策等及び海上工事に伴う安全公害対策の事業（以下「安全対策事業」という。）の実施について、3団体において協議、調整し、もって建設業界の安全対策等の一層の推進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、上記の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 安全対策事業について、本会で協議、調整の上、共同して又は日建連以外の構成団体が日建連へ委託して、実施すること。
- (2) 日建連の安全対策本部（以下「対策本部」という。）において実施する安全対策事業について、その内容や対象に応じて、協議のうえ、本会の名称を使用して行うこと。
- (3) 3団体の安全対策事業に関連して、団体間において調整の必要が生じ、本会の場での協議が適当と認められる事項について、その都度、本会で協議、調整すること。
- (4) 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

(会長及び委員)

第5条 本会に会長1名及び委員若干名を置く。

- 2 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。
- 3 委員は、本会の運営に参画する。

(委嘱)

第6条 会長は、対策本部の本部長をもって充てる。

- 2 委員は、対策本部に関係する委員会の委員長のほか、道建協、埋浚から推薦された者(会員企業から各1名)及び3団体の常勤理事又は常務執行役(日建連は2名、他団体は各1名)をもって充て、会長が委嘱する。
- 3 前項のほか、会長は、必要により、構成団体から推薦された適任者を、委員に委嘱することができる。

(任期)

第7条 会長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長及び委員の任期途中における交代の場合は、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、会長及び委員をもって構成し、毎年1回定期に開催し、事業計画、予算その他会長において必要と認めた事項について審議し、決定する。

- 2 会長は、必要があると認めた場合には、臨時に会議を開催することができる。
- 3 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(分担金)

第9条 本会の運営費のほか、3団体が共同して行う事業及び日建連以外の2団体が日建連に委託する事業の執行に必要な経費として、日建連以外の2団体は本会で別に定める額の分担金を負担する。

- 2 本会の事務及び事業の執行に伴う経理は、本会独自には行わず、日建連が一元的に処理する。

(事業・会計年度)

第10条 本会の事業・会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第11条 本会の事務は、日建連の事務局が担当する。

(地方協議会)

第12条 本会に準じて、3団体の各支部所在地（関東地区を除く）に、実情に応じて、「建設三団体〇〇地方安全対策協議会」（以下「地方協議会」という。）を設けることができる。

2 本会は、第3条の目的の遂行に関し、地方協議会を指導し、援助する。

(内規)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、その都度構成団体において協議するものとする。

附則 この規約は、平成23年4月1日から適用する。